



<p>○府中市教育支援委員会の効果的な運営 ○医療的ケア児への対応 など</p> <p>(3) 東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第二次実施計画 東京都教育委員会が策定した東京都特別支援教育推進計画（第二期）は、平成29年度から令和9年度までの11年間で、第一次実施計画の計画期間は、平成29年度から令和3年度までの5年間、第二次実施計画の計画期間は、令和4年度から令和6年度までの3年間となります。</p> <p>&lt;東京都特別支援教育推進計画（第二期）の基本理念&gt; 共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成</p> <p>第二次実施計画の「施策の方向性Ⅱ 小学校、中学校及び都立学校等における特別支援教育の充実」においては、小学校、中学校等に在籍する児童・生徒が充実した教育環境の下で、適切な合理的配慮の提供を受けながら、専門性の高い指導・支援によって着実に力を伸ばさせるとともに、切れ目なく、継続性のあるきめ細かな指導・支援が行われ、児童・生徒一人ひとりが、自尊感情を培いながら、社会で活躍するための力を身に付けることを目指しています。</p> <p>(4) 学習指導要領（平成29年告示）の実施 小学校においては令和2年度、中学校においては令和3年度から学習指導要領が全面実施となりました。</p> <p>小学校等の学習指導要領では、全ての教師が障害に関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、障害のある児童などに対する組織的な対応ができるようにしていくことが重要であると示されています。</p> <p>また、総則のほか、各教科等においても、「第3指導計画の作成と内容の取扱い」に当該教科等の指導における障害のある児童に対する学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが規定されています。</p> <p>○ 小学校学習指導要領第1章第4の2 特別な配慮を必要とする児童への指導 (1) 障害のある児童などへの指導</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 児童の障害の状態等に応じた指導の工夫</li> <li>② 特別支援学級における特別の教育課程</li> <li>③ 通級による指導における特別の教育課程</li> <li>④ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用</li> </ol> <p style="text-align: center;">小学校学習指導要領解説（平成29年告示）</p> <p>学校教育法第81条第1項では、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等において、障害のある児童・生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うこ</p>	<p>(3) 東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画 東京都特別支援教育推進計画（第二期）の基本理念 共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成東京都教育委員会が策定した東京都特別支援教育推進計画（第二期）の計画期間は、平成29年度から令和8年度までの10年間で、第一次実施計画としての計画期間は、平成29年度から令和2年度までの4年間となっています。</p> <p>小学校・中学校における特別支援教育の充実という項目では、「多様な学びの場」の充実に向け、障害のある児童生徒が地域において教育を受けられる体制を構築するためには、小学校、中学校における指導・支援や、教育環境の充実が必要であること、発達障害のある児童・生徒が、他者との関わり方や学習の仕方等将来の自立を図る上での素地を築くためには、義務教育段階における適切な支援が必要であることが示されています。</p> <p>特別支援教室の設置に関しては、平成30年度までに、全ての小学校での設置を、令和3年度までに全ての中学校での設置を目指すとしています。</p> <p>府中市においては、平成30年度に全ての小学校22校に設置し、令和2年度に全ての中学校11校に設置する予定です。</p> <p>(4) 新学習指導要領（平成29年告示）の実施 小学校においては令和2年度に、中学校においては令和3年度に新しい学習指導要領が全面実施されます。</p> <p>○ 小学校学習指導要領第1章第4の2 特別な配慮を必要とする児童への指導 (1) 障害のある児童などへの指導</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 児童の障害の状態等に応じた指導の工夫</li> <li>② 特別支援学級における特別の教育課程</li> <li>③ 通級による指導における特別の教育課程</li> <li>④ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用</li> </ol> <p style="text-align: center;">小学校学習指導要領解説（平成29年告示）</p> <p>学校教育法第81条第1項では、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等において、障害のある児童生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことが規定されています。</p> <p>小学校の新学習指導要領では、全ての教師が障害に関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、障害のある児童などに対する組織的な対応ができるようにしていくことが重要であると示されています。</p> <p>また、今回の学習指導要領の改訂では、総則のほか、各教科等についても、「第3指導計画の作成と内容の取扱い」に当該教科等の指導における障害のある児童に対する学習活動を行</p>	<p>・第二次実施計画を踏まえた。</p> <p>・新をはずす。</p>
---	--	--------------------------------------

<p>とが規定されています。</p> <p>(5) G I G Aスクール構想  国では、学習指導要領の実施を見据え、児童・生徒一人一台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境の実現を目指すG I G Aスクール構想を進めていました。</p> <p>令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症のまん延による学校の一時臨時休業等を受け、G I G Aスクール構想が前倒しになるなど、市立小・中学校においても一人一台端末の整備が令和3年度に完了し、デジタル活用による教育の基盤整備が急速に進められました。</p> <p>(6) 中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」  令和3年1月の中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」において、特別支援教育の在り方についての基本的な考え方として、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めていく必要があるとされました。</p> <p>特別支援教育の在り方として、障害のある児童・生徒等の学びの場の整備・連携強化、特別支援教育を担う教師の専門性向上や関係機関との連携強化による切れ目ない支援の充実が求められています。</p> <p>(7) 特別支援教育をめぐる動き  平成26年の府中市特別支援教育推進計画第2次推進計画の策定以降、障害者や府中市を取り巻く状況は大きく変化しました。</p> <p>ア 障害者の権利に関する条約の発効（平成26年2月）  障害者の教育については、第24条に規定されており、教育についての障害者の権利を認め、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保することとされています。</p> <p>イ 障害者基本法の改正（平成23年8月）  障害者の教育については、第16条において、「障害者とその年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。」と規定されています。</p>	<p>場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが規定されています。</p> <p>(5) 特別支援教育をめぐる近年の動き  平成26年の府中市特別支援教育推進計画第2次推進計画の策定以降、障害者や府中市を取り巻く状況は変わっています。</p> <p>また、国から、障害者権利条約第24条に規定されたインクルーシブ教育システムの構築に向け、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」が示されました。共生社会の形成に向けては、障害者権利条約に基づくインクルーシブ教育システム<sup>4</sup>の理念が重要であり、その構築のためには、特別支援教育を着実に進めていく必要があるとされています。</p> <p>このほかにも、幼児、児童、生徒を取り巻く状況の変化についても、医療技術の進歩やICT機器を利用した教育の充実など、社会状況の変化に的確に対応した教育を推進し、幼児、児童、生徒の生きる力を伸ばしていくことが求められています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者の権利に関する条約<sup>1</sup>（以下「障害者権利条約」という。）の発効（平成26年2月）</li> <li>・ 障害者基本法の改正（平成23年8月）</li> </ul>	<p>・ 追記</p> <p>・ 追記</p> <p>・ 全て項目立てする。</p>
---	--	--

ウ 中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年7月）  
障害者の権利に関する条約では、条文の第24条に「障害者が障害を理由として教育制度一般から排除されないこと及び障害のある児童が障害を理由として無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと」とあります。インクルーシブ教育システムとは、この理念に基づく教育制度のことを指します。

エ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行（平成28年4月）  
障害を理由とした不当な差別的扱いの禁止や障害者に対する合理的配慮の提供が、行政機関等の法的義務と定められるなど、障害を理由とする差別解消を推進し、共生社会の実現に資することを目的としています。

オ 改正された発達障害者支援法の施行（平成28年8月）  
教育に関しては、第8条において、国及び地方公共団体は「可能な限り発達障害児が発達障害でない児童とともに教育を受けられるよう配慮」することや、「個別の教育支援計画の作成」及び「個別の指導に関する計画の作成の推進、いじめの防止等のための対策の推進」をすることが新たに規定されました。

カ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行（令和3年9月）  
基本理念として、医療的ケア児が医療的ケアを必要としない児童・生徒等と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に医療的ケアに係る支援が行われるなど、社会全体で支えることが示されました。

## 2 推進計画の目的等

### (1) 推進計画の目的

本推進計画は、共生社会の実現に向け、子供たちや家庭、地域を取り巻く環境の変化に鑑み、障害の有無にかかわらず、子供たち一人一人がもつ能力を最大限に伸ばすことができる環境を確保するため、子供たちやその保護者、地域にとって必要な特別支援教育に関連する施策を計画的に実施するために策定するものです。

### (2) 推進計画の位置付け

本推進計画は、国や都の動向及び第7次府中市総合計画並びに第3次府中市学校教育プランを踏まえ、令和4年度までを計画期間としている府中市特別支援教育推進計画第3次推進計画の主旨を内包した計画として策定します。

### (3) 計画期間

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律<sup>2</sup>の施行（平成28年4月）
- 改正された発達障害者支援法<sup>3</sup>の施行（平成28年8月）

## 2 推進計画の目的等

### (1) 推進計画の目的

本推進計画は、共生社会の実現に向け、子供たちや家庭、地域を取り巻く環境の変化に鑑み、障害の有無にかかわらず、子供たち一人一人がもつ能力を最大限に伸ばすことができる環境を確保するため、子供たちやその保護者、地域にとって必要な特別支援教育に関連する施策を計画的に実施するために策定するものです。

### (2) 推進計画の位置付け

本推進計画は、国や都の動向及び第2次府中市学校教育プランを踏まえ、平成30年度までを計画期間としている府中市特別支援教育推進計画第2次推進計画の主旨を内包した計画として策定します。

### (3) 計画期間

- 医療的ケア新規で追記

<p>本推進計画は、令和5年度から令和7年度までの3年間を計画期間とします。</p> <p>3 推進計画の基本的な考え方</p> <p>推進計画は、障害のある児童・生徒も障害のない児童・生徒も共に学び、互いに理解を深められる共生社会の実現を目指して策定しました。</p> <p>障害のある児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸ばし、それぞれの状況に応じた自立と社会参加を促進するためには、子供たちにとって最適な学びの場につなぐ就学相談機能の充実や、一人一人の教育的ニーズに応える指導を提供できる多様な学びの場の充実・整備とともに、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒の交流及び共同学習の促進を、着実に進めていくことが重要です。</p> <p>そのため、全ての児童・生徒のライフステージにおいて切れ目のない支援を行い、一人一人がもっている能力を最大限に伸ばすことのできる、誰にとっても住みやすく、子供たちが心身共に安心して豊かに育まれる環境を、あらゆる社会の資源と連携し、府中市が共生社会の実現を実感しながら、地域ぐるみで構築できる社会を目指します。</p> <p>基本理念</p> <p>未来社会を創る子供たちの共生社会の実現、地域全体で大切に育て、一人一人がもつ能力を多様な学びの場において最大限に伸ばし、子供たちの自立と社会参画を目指す。</p> <p>計画策定三つの方向性</p> <p>&lt;方向性Ⅰ&gt; 小中学校における取組</p> <p>&lt;方向性Ⅱ&gt; 取組を支える環境の整備</p> <p>&lt;方向性Ⅲ&gt; 保護者、地域及び関係機関との連携</p> <p>第2章 特別支援教育推進施策の方向性と取組</p> <p>方向性Ⅰ 小中学校における取組</p> <p>取組1 通常の学級における特別支援教育の充実</p> <p>ア 人権教育の一層の推進</p> <p>各学校において、人権尊重の理念に基づき、障害の有無にかかわらず互いを尊重し、多様性を認め合う学校づくりを進めるとともに、児童・生徒がいかなる差別やいじめを決して許さない人権感覚や他の人と共によりよく生きようとする態度、具体的な人権問題に直面して、それを解決しようとする実践的な行動力などを身に付けられる教育活動を推進します。</p> <p>また、共生社会の実現に向けて、「未来へつなぐ府中2020レガシー」として、これまでオリンピック・パラリンピック教育を通じて育成してきた「ボランティアマインド」「障害者理解」「スポーツ志向」「日本人としての自覚と誇り」「豊かな国際感覚」を引き続き育成します。</p>	<p>本推進計画は、令和2年度から令和4年度までの3年間を計画期間とします。</p> <p>3 推進計画の基本的な考え方</p> <p>府中で育つ子供には、変化が激しく、多様化する社会の中で、その一員として世界で活躍できる自立した人になってほしいと考えます。そのために、就学前から社会に出るまでの間、切れ目のない支援を行い、障害の有無にかかわらず、一人一人がもっている能力を最大限に伸ばせる、誰にとっても住みやすく、子供たちが心身共に安心して豊かに育まれる環境を、あらゆる社会の資源と連携し、府中市が共生社会の実現を実感しながら、地域ぐるみで構築できる社会を目指します。</p> <p>基本理念</p> <p>未来社会を創る子供たちの共生社会の実現、地域全体で大切に育て、一人一人がもつ能力を多様な学びの場において最大限に伸ばし、子供たちの自立と社会参画を目指す。</p> <p>計画策定三つの方向性</p> <p>&lt;方向性Ⅰ&gt; 小中学校における取組</p> <p>&lt;方向性Ⅱ&gt; 取組を支える環境の整備</p> <p>&lt;方向性Ⅲ&gt; 保護者、地域及び関係機関との連携</p> <p>※ 「第2次推進計画」成果と課題は省略</p> <p>第2章 特別支援教育推進施策の方向性と取組</p> <p>方向性Ⅰ 小中学校における取組</p> <p>取組1 通常の学級における特別支援教育の充実</p> <p>ア 人権教育の一層の推進</p> <p>人権尊重の理念に基づき、障害のあるなしにかかわらずお互いを尊重し多様性を認め合う態度の涵養や、いかなる差別やいじめも決して許さないという人権感覚の醸成を目指した教育活動を一層推進します。東京都人権施策推進指針に示された様々な人権課題<sup>5</sup>などに関わる偏見や差別意識の解消を図るための教育を推進します。</p> <p>また、2020東京大会を契機としたオリンピック・パラリンピック教育を通じて重点的に育成する5つの資質である、「ボランティアマインド」「障害者理解」「スポーツ志向」「日本人としての自覚と誇り」「豊かな国際感覚」を引き続き育成します。</p>	<p>• 都推進計画を踏まえ加筆</p> <p>• 市教育プランを踏まえ修正</p> <p>• 府中市版を追記</p>
---	---	---

イ 通常の学級における特別な支援を必要とする児童・生徒の指導の充実  
 発達障害等のある児童・生徒への支援のレベルに応じた指導が行われるよう、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）及び個別指導計画に基づく指導と支援の充実に努めます。なお、支援レベル2の校内・外の人的支援の活用については、支援レベル1において学校における指導内容・方法の結果を十分に評価した上で、必要な支援の在り方を検討していきます。さらに、支援レベル3の児童・生徒については、小・中学校学習指導要領に基づき、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）及び個別指導計画を必ず作成し、活用します。

【発達障害等のある児童・生徒への支援レベル】

支援レベル1	巡回指導教員や巡回相談心理士の助言に基づく、在籍学級担任等の指導方法の工夫等により、児童・生徒が抱えている困難さへの対応が可能と思われる程度
支援レベル2	校内・外の人的支援（「学級経営支援員」、「合理的配慮支援員」等）等を活用することにより、児童・生徒が抱えている困難さへの対応が可能と思われる程度
支援レベル3	特別支援教室での特別な指導が必要と思われる程度

ウ 学習環境の改善と整備

障害の有無にかかわらず、全ての児童・生徒が学ぶ喜びを実感できるように、授業のねらいの明示や、分かりやすい指示・発問の徹底、授業時間の構造化等、指導方法の工夫改善（ユニバーサルデザインの視点からの授業改善）を図ります。

また、一人一台タブレット端末等のICT機器の活用や教室環境の改善を図るなど、児童・生徒の発達の特性に応じた多様な学びを提供し、個別最適な学びの実現に向け、児童・生徒の学習における困難の改善を図る取組を推進します。

さらに、拡大表示、白黒反転、総ルビ、音声読み上げ、ハイライト表示等の機能により、児童・生徒が自己の特性に応じた学習が行えるよう、デジタル教科書等のデジタル教材の導入を検討します。

< 指導方法の工夫改善（例）> ※図の挿入

エ 校内委員会の更なる充実

特別な支援・指導を要する児童・生徒の実態把握や、特別な教育的ニーズに応じた支援・指導について、学校と必要な関係者から編成される校内委員会で対応していくために、巡回心理士等を学校に派遣するなど、特別支援教育に関する校内委員会の充実を図ります。

イ 個に応じた指導の更なる充実

「学校経営支援員」、「合理的配慮支援員」、「特別支援学級補助員」<sup>6</sup>を活用し、個に応じた指導の充実を図ります。

また、障害の有無にかかわらず、全ての児童生徒が学ぶ喜びを実感できるように、授業のねらいの明示や、分かりやすい指示・発問の徹底、授業時間の構造化等、指導方法の工夫改善を図ります。

ウ ユニバーサルデザインに基づく指導と学級づくり

個人に対する特別な教育的支援は、他の児童生徒にとっても役に立つ支援となることを念頭に置いて、普通の学校生活や学習の進め方等を見直ししながら、分かりやすい授業づくりを推進していきます。

エ 校内委員会の充実

特別な支援・指導を要する児童生徒の実態把握や、特別な教育的ニーズに応じた支援・指導について、学校と必要な関係者から編成される校内委員会で対応していくために、巡回相談を学校に派遣するなどして、特別支援教育に関する校内委員会<sup>7</sup>の充実を図ります。

オ 通常の学級と特別支援教室との連携

発達障害のある児童生徒への指導を充実するために、特別支援教室との連携した指導を意図的、計画的に行えるよう、個別指導計画<sup>8</sup>の作成、活用などを通じたアセスメントに基づく個別指導の充実を図る。

カ 特別支援教育におけるICT機器の活用

都が作成しているICT活用事例集や市内特別支援学級の取組を広く活用するなどして、

- 支援レベルに応じた指導の充実を図ることを明記。人的支援はレベル2に明記。
- 指導方法の工夫改善は、ウの学習環境の改善と整備に移行。

- ユニバーサルデザイン、ICTなどを含め、学習環境の改善と整備に総括する。

- 3次に続き再掲

- 取組3の特別支援教室における指導の充実に移行

- 学習環境の改善と整備に移行

<p>オ 交流及び共同学習、副籍交流の推進</p> <p>通常の学級の児童・生徒と特別支援学級の児童・生徒が、社会性を養い、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むために、学校行事の交流にとどまらず、児童・生徒の実態に応じて教科、領域等における交流及び共同学習を推進します。</p> <p>また、副籍制度による交流活動を充実させ、児童・生徒の相互理解を育み、共生社会の実現に向けて、児童・生徒本人や保護者の意向を踏まえつつ、交流機会の確保に向けた取組を推進します。さらに、一人一台端末等の活用により、地域指定校との交流活動についても検討していきます。</p> <p>カ 小中連携、一貫教育における取組の充実</p> <p>9年間を通して地域ぐるみで児童・生徒の「生きる力」を育むため「小・中連携の日」を設定し、「学び」と「育ち」の視点から指導連携の充実を図ります。また、発達の段階に応じたつながりのある継続した支援を実現するために、小・中学校の情報共有や引き継ぎを確実に進めます。</p> <p>取組2 知的障害特別支援学級における指導の充実</p> <p>ア 知的障害特別支援学級の指導内容・方法の充実</p> <p>在籍する児童・生徒が、望ましい社会参加を目指し、日常生活や社会生活に生きて働く知識及び技能、習慣や学びに向かう力を身に付けられるにすため、児童・生徒の実態に応じた教育課程を編成し、適切な教科書等の選択及び教科別の指導の充実を図るほか、「自立活動」「各教科等を合わせた指導」の充実を図ります。</p> <p>イ 学習環境の改善と整備</p> <p>【再掲：方向性1－取組1－ウ】</p>	<p>積極的にICT機器を活用し、発達障害のある児童生徒の学習における困難の改善を図る取組を推進する。</p> <p>キ 交流及び共同学習の推進</p> <p>通常の学級の児童生徒と特別支援学級の児童生徒が、社会性を養い、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むために、教科、領域等における児童生徒の実態に応じて交流及び共同学習<sup>9</sup>を推進します。</p> <p>ク 小中連携、一貫教育における取組の推進</p> <p>「学び」と「育ち」の視点<sup>10</sup>から、9年間を見通した系統的な指導方法について、国や都における教育課程の研究を基に、特別支援学級におけるカリキュラム連携について研究していきます。また、発達の段階に応じたつながりのある継続した支援を実現するために、小中学校の情報共有や引き継ぎを確実に進めます。</p> <p>取組2 知的障害特別支援学級における指導の充実</p> <p>ア 教育課程の研究</p> <p>授業内容や時数、学校行事の扱い等について、各小中学校において引き続き検討を行い、より一層、児童生徒の実態に応じた教育課程を編成するとともに、児童生徒一人一人に個別指導計画を作成し、効果的な指導を展開します。</p> <p>イ ICT機器を活用した授業改善</p> <p>読むことや書くことが苦手な子供に対する大型ディスプレイを使った視覚情報提示や、実物投影機とタブレットPCを使って子供の学習意欲を高める取組など、子供たちの興味関心を引き付けたり、理解の促進を行ったりする、魅力ある授業づくりを行います。また、教員の指導力向上を図るための研修会等を充実します。</p> <p>ウ 言語に関する能力の育成</p> <p>学習指導要領の教育課程の一般方針では、言語に関する能力の育成を重視し、各教科等において言語活動の充実を推進しています。このことにより、論理や思考等の知的活動のみならず、コミュニケーションや感性・情緒を育み、国語科で培った能力を基本に、言語に関する能力を育成していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 副籍交流について追記</li> <li>• 小中連携の要項を踏まえた修正</li> <li>• 都推進計画を踏まえ、名称と内容を修正</li> <li>• 教科指導の充実が課題</li> <li>• 名称の変更</li> <li>• 言語のみに特化せず、アと統合する。</li> </ul>
---	---	--

<p>ウ 学校生活支援シート（個別の教育支援計画）及び個別指導計画に基づく指導と支援の充実</p> <p>児童・生徒の学習及び生活上の困難の背景・要因等を踏まえ、適切な指導及び支援を行うために、児童・生徒及び保護者のニーズに応じた学校生活支援シート（個別の教育支援計画）及び個別指導計画を作成し、計画に基づいたきめ細かな指導の充実を図ります。</p> <p>エ 知的障害特別支援学級の適正な規模と配置</p> <p>現在、府中市では、知的障害特別支援学級を、小学校に6校（二小、四小、五小、九小、小柳小、南町小）、中学校に3校（一中、二中、四中）設置しています。引き続き、児童・生徒数の状況に応じて、配置校や学区等の見直し、中学校への知的障害特別支援学級配置校の増設等について、情緒障害特別支援学級の設置につきましても検討していきます。</p> <p>オ 異校種への指導の接続</p> <p>継続した指導や支援が受けられるよう、適宜、保護者の了解を得ながら、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）等の活用や学校間の連携を密にし、確実に情報を引き継ぎます。また、特別支援学級等での指導を小学校から引き続いて受けることが必要な場合は、中学校入学前から児童の課題を把握し、当該生徒の指導計画に反映していきます。</p> <p>カ 交流及び共同学習、副籍交流の推進</p> <p>【再掲：方向性1－取組1－オ】</p> <p>取組3 特別支援教室における指導の充実</p> <p>ア 特別支援教室の指導内容・方法の充実</p> <p>退室を見据えた指導目標の立て方及び指導目標に対する評価の考え方の共通理解を図るとともに、児童・生徒一人一人の障害（自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害）の状態等の的確な把握に基づいた特別の教育課程を編成するとともに、個別指導計画を作成し、具体的な指導目標や指導内容・方法（個別指導の充実）を定め、それに基づいた指導の充実を図ります。さらに、指導の成果を把握するとともに、改善が見られた場合には、指導時数の見直しや退級・退室の判定を行います。</p>	<p>エ 個別指導計画の活用</p> <p>児童生徒一人一人に、障害の状態等の的確な把握に基づいた「自立活動<sup>11</sup>」を設定する等、適切な個別指導計画を作成し、具体的な指導目標や指導内容を定め、それに基づいて個に応じた指導を展開します。</p> <p>オ 知的障害特別支援学級の適正な規模と配置</p> <p>現在、府中市では、知的障害特別支援学級を、小学校に6校（二小、四小、五小、九小、小柳小、南町小）、中学校に3校（一中、二中、四中）設置しています。今後は、児童生徒の状況に応じて、配置校や学区等の見直し、中学校への知的障害特別支援学級配置校の増設、情緒障害特別支援学級の設置につきましても検討してまいります。</p> <p>カ 交流及び共同学習の推進（再掲）</p> <p>通常の学級の児童生徒と特別支援学級の児童生徒が、社会性を養い、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むために、教科、領域等における児童生徒の実態に応じて交流及び共同学習を推進します。</p> <p>取組3 特別支援教室における指導の充実</p> <p>ア 小学校特別支援教室の充実</p> <p>平成30年度、全ての市立小学校に特別支援教室<sup>12</sup>を設置し、発達障害教育を担当する教員が拠点校から各学校を巡回して指導しています。これまで通級指導学級で行ってきた特別な指導（「自立活動」）を児童・生徒が在籍校で受けられるようになり、他校への移動時間や移動時の安全といった児童の負担や保護者の送迎の負担の軽減が図られました。在籍学級の時間割等に応じて特別支援教室での指導の時間を柔軟に設定することが可能になることにより、在籍学級での授業の遅れに対する不安の軽減が図られています。（※拠点校 三小、八小、九小、住吉小、南白糸台小）</p> <p>今後、特別支援教室導入による成果や課題をまとめ、児童・生徒の状況や実態を踏まえて拠点校の増設を検討し、特別支援教室における指導の在り方を検討します。</p> <p>イ 中学校への特別支援教室の設置</p> <p>令和元年度に府中第三中学校を拠点校としたモデル事業<sup>13</sup>を実施し、令和2年度から全て</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 学校生活支援シートの重要性を追記</li> <li>• 第3次に引き続き再掲</li> <li>• 推進協議会による課題から新規で追記</li> <li>• 副籍交流について追記</li> <li>• 小・中学校の特別支援教室の設置に伴い、指導内容・方法の充実を追記。</li> <li>• 都推進計画を踏まえた加筆</li> </ul>
---	--	--

<p>イ 在籍学級担任等と巡回指導教員との連携の充実</p> <p>特別支援教室で指導を受ける児童・生徒が、特別支援教室で学んだことを在籍学級で発揮するなど困難の改善が図られるよう、巡回指導教員等が在籍学級における当該の児童・生徒の状況把握に努めるとともに、専門的立場から助言を行うなど、在籍学級担任等との連携の充実を図ります。また、連携・協働のためのツール（連携型個別指導計画等）の作成について検討を進めていきます。</p> <p>ウ 学校生活支援シート（個別の教育支援計画）及び個別指導計画に基づく指導と支援の充実</p> <p>【再掲：方向性1－取組2－ウ】</p> <p>エ 異校種への指導の接続</p> <p>【再掲：方向性1－取組2－エ】</p> <p>オ 特別支援教室ガイドラインの改訂及び周知徹底</p> <p>特別支援教室の対象児童・生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、全ての時間、在籍学級で学校生活を送れるようになるという特別支援教室の目的を達成させるため、特別支援教室ガイドラインの改訂及び周知徹底を行い、学校全体での取組を一層充実させます。</p> <p>取組4 通級指導学級（言語障害、難聴）における指導の充実</p> <p>ア 通級指導学級（言語障害、難聴）の指導内容・方法の充実</p> <p>難聴学級を小学校1校（住吉小）、言語障害学級を2校（一小、住吉小）に設置しています。障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした「自立活動」と、障害に応じた配慮を主とした「教科の補充指導」の一層の充実を図ります。</p>	<p>の中学校で特別支援教室を開設します。特別支援教室導入後、小学校と同様に指導方法の在り方や拠点校の増設を検討していきます。</p> <p>ウ 通常の学級との連携</p> <p>通級指導学級担当教員や巡回指導教員は、児童生徒の障害の状態について在籍学級担任と共通認識を深め、協働して指導する体制を構築することが必要となります。</p> <p>巡回指導教員と担任等とのコミュニケーションが自然に行われるよう、職員室や教室の整備を行います。</p> <p>エ 個別指導計画に基づく指導の一層の充実</p> <p>児童生徒の発達の特性や、障害による学習上又は生活上の困難を的確に捉え、児童生徒が現在行っていることや指導すればできること、環境を整えればできること等、児童生徒の実態に応じて環境を整えつつ、ICT機器の活用等、指導内容・方法を工夫し、児童生徒の自立と社会参加につながる指導となるように留意して作成します。</p> <p>オ 指導の成果の把握及び退室の検討</p> <p>指導開始時に指導の理由・目標、指導終了の見込み等を具体的かつ明確に設定し、目標の達成度合を学期ごとなどに定期的に評価します。指導の成果を把握するとともに、改善が見られた場合には、指導時数の見直しや退級・退室の判定を行います。</p> <p>取組4 通級指導学級（言語障害、難聴）における指導の充実</p> <p>難聴学級を小学校1校（住吉小）、言語障害学級を2校（一小、住吉小）に設置しています。障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした「自立活動」と、障害に応じた配慮を主とした「教科の補充指導」の一層の充実を図ります。</p> <p>ア 個別指導計画に基づく指導の充実（再掲）</p> <p>児童・生徒一人一人に、障害の状態等の的確な把握に基づいた自立活動における個別の指導計画を作成し、具体的な指導目標や指導内容を定め、それに基づいて指導を展開する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 何の連携なのかを明記するため名称を変更</li> <li>・ 役割を追記</li> <li>・ 学校生活支援シートについて追記</li> <li>・ アに統合</li> <li>・ 課題を受け追記</li> <li>・ 都のガイドライン改訂に伴い改訂の必要性を明記</li> <li>・ 周知徹底されていない課題を受け追記。</li> <li>・ 名称の追記</li> </ul>
---	--	---

<p>イ 学校生活支援シート（個別の教育支援計画）及び個別指導計画に基づく指導と支援の充実 【再掲：方向性1－取組2－ウ】</p> <p>ウ 学習環境の改善と整備 【再掲：方向性1－取組2－イ】</p> <p>取組5 特別支援教育に関する専門性の向上</p> <p>ア 全ての教職員の特別支援教育に関する理解促進 教職員（「合理的配慮支援員」や「特別支援学級補助員」等の支援員も含む）一人一人が特別支援教育の理念や現状を理解し、特別な支援を必要とする児童・生徒に対する指導力の向上を図ることができるよう、特別支援教育に関する研修及び指導資料等を作成し、理解促進を図ります。</p> <p>イ 通常の学級の教員を対象とした研修の充実 特別な支援を必要とする児童・生徒への個に応じた指導の充実を目指し、通常の学級の教員を対象にした特別支援教育に関する専門性向上に資する研修を企画・実施します。また、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）及び個別指導計画の作成・活用が、当該の児童・生徒を担任する教員や特別支援教育コーディネーターだけでなく、全ての教員が理解し、作成・活用できるよう、研修を実施します。</p> <p>ウ 知的障害特別支援学級、特別支援教室、通級指導学級（言語障害、難聴）の教員を対象とした研修の充実 児童・生徒一人一人の障害の状態に応じた将来を見据えた指導ができるよう、研修の充実を図ります。また、特別支援学校のセンター的機能を活用し、指導方法や教室環境の整備等について工夫が図られるよう、特別支援学校との連携の充実を図ります。 さらに、障害の理解や指導方法の改善など、一人一人の児童・生徒の障害の特性に応じた特別の指導が行えるよう、言語聴覚士、学識経験者などの専門家から助言を受ける機会や研修の充実を図ります。</p> <p>方向性Ⅱ 特別支援教育を推進する体制の整備・充実 取組1 教育相談体制の整備・充実</p>	<p>イ ICT機器等の活用による指導方法の工夫 言葉の読み書き等の指導に有効なアプリケーション等を活用し、指導の質の向上や充実を図ります。</p> <p>ウ 担当教員への支援 言語聴覚士、学識経験者などの専門家による研修を実施し、障害の理解や指導方法の改善など、教員の指導力向上を図ります。</p> <p>取組5 特別支援教育に関する専門性の向上 特別支援学級担当教員が児童生徒一人一人の障害に応じた指導方法を身に付け、指導力の向上を図ることは、特別支援学級の教育の質を高めていくために重要となります。全ての教員が特別支援教育に関する理解を深め、専門性を高め、指導力の向上を図ることを目指します。今後は、共生社会の実現に向けて、全ての教員に対する特別支援教育等の理解・啓発のための研修や、特別支援教育コーディネーター等の専門的な教育的支援を行える人材育成のための研修を実施していきます。</p> <p>ア 通常の学級の教員を対象とした研修の充実 特別な支援を必要とする児童生徒への個に応じた指導の充実を目指し、通常の学級の教員を対象にした、個別指導計画や学校生活支援シート（個別の教育支援計画）<sup>14</sup>の作成・活用に係る研修を実施します。</p> <p>イ 発達障害教育に関する専門性の向上 特別支援教室の巡回指導教員等、発達障害教育を中心となって担う教員や職員を対象に、発達障害のある児童・生徒の行動特性や指導の在り方等について研修を行い、専門性の向上を図ります。</p> <p>方向性Ⅱ 取組を支える環境の整備 取組1 教育相談体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 名称の変更</li> <li>• 内容が指導力向上のため、取組5に移行</li> <li>• 推進協議会の課題を受け、全ての教職員の特別支援教育に関する理解促進の必要性を明記。</li> <li>• 各学級・教室等における専門性の向上について明記</li> </ul>
--	---	---

<p>ア 教育相談の充実</p> <p>市内在住・在学の幼児、小・中学生、高校生とその保護者の方を対象に、電話相談員と臨床心理士等が心配事や悩みについて相談を受け、問題解決に向けて、助言や検査、他の機関への紹介等、支援を行います。</p> <p>また、学校からの要請に応じて、巡回心理士等を学校へ派遣し、教育上特別な配慮を必要とする児童・生徒への支援に関する助言を行います。</p> <p>イ 重層的な支援体制の充実</p> <p>学校に不応を起している児童・生徒の支援に向けて、教育、医療、福祉等の複数の視点で支援に当たられるよう、初期段階での適切なアセスメントを行うため、学校へ巡回心理士やスクールソーシャルワーカー等の専門家の派遣や関係機関とのケース会議など、重層的な支援体制の充実を図ります。</p> <p>ウ 児童発達支援センター（仮称）における教育相談機能の整備</p> <p>発達面、行動面、学校生活面において支援を必要とする子供、子供の育ちについて不安のある保護者に対し、教育と福祉が一体となった相談が実施できる環境整備を検討します。</p> <p>取組2 就学相談の充実</p> <p>ア 児童発達支援センター（仮称）における就学前相談機能の整備</p> <p>発達面、行動面、生活面において支援を必要とする就学前の子供、子供の育ちについて不安のある保護者への支援として、教育と福祉、保健等が連携した体制を整備し、保護者に対して多様な学びの場に関する理解啓発に努めます。</p>	<p>ア 教育センターにおける教育相談体制</p> <p>就学相談員、教育相談員、巡回相談、スクールソーシャルワーカー<sup>15</sup>により、学校と関係機関との連絡や調整を行うとともに、学校への助言や支援を行います。</p> <p>イ 巡回相談の充実</p> <p>児童生徒一人一人のニーズを把握し、児童生徒が必要とする支援の内容と方法を明らかにするために、担任、特別支援教育コーディネーター<sup>16</sup>、保護者など児童生徒の支援を実施する者の相談を受け、助言することが巡回相談の目的となります。</p> <p>また、学校が行う様々な支援の実施と評価についても学校に積極的に協力する体制を整えていきます。</p> <p>ウ 学校、学級不応への支援</p> <p>発達障害のある児童生徒は、その障害特性から授業中の離席など衝動的な行動を起したり、周囲からの理解が得られず疎外感を感じやすいことから不登校になったりするなど、様々な学校、学級不応を起すことがあります。</p> <p>学校では、不登校の要因・背景が多様・複雑化していることから、初期段階での適切なアセスメント<sup>17</sup>を行うため、専門家の協力を得る体制を構築する必要があります。学校へのスクールソーシャルワーカーの派遣や専門家の巡回などによる重層的な学校支援体制を検討していきます。</p> <p>取組2 就学相談の充実</p> <p>障害のある児童生徒の可能性を最大限に伸張し、社会自立・社会参加するための基盤となる生きる力を培うために、児童生徒一人一人の特別な教育的ニーズに配慮した就学相談を行う必要があります。相談の過程においては、保護者や本人の意向を尊重しながら、教育、医学、心理学等の観点から総合的な判断を行い、一人一人のライフステージを見通した適切な相談を進めることが大切です。</p> <p>ア 就学前相談の充実</p> <p>小学校に就学する前の障害のある子供や、発達に気になることがある子供の保護者への支援として、子ども発達支援センターあゆの子（心身障害者福祉センター）、子ども家庭支援課母子保健係（保健センター）等、就学前施設との連携を行います。</p> <p>保護者対象の研修会、教育や就学に関する説明会、個別相談会の一層の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 体制ではなく、相談の充実名称変更</li> <li>• 巡回のみを項目立てせず、教育相談に総括</li> <li>• 内容から名称の変更</li> <li>• 令和6年度に向けて追記</li> <li>• 令和6年度に向けて追記</li> </ul>
--	---	--

<p>イ 教育支援（就学相談、転学相談）の充実</p> <p>就学先決定についての手続きの流れや就学先決定後も柔軟に転学できることなどについて、本人・保護者に対して就学に関するガイダンスの充実を図ります。</p> <p>障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育、医療、心理等の専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえ、総合的な観点から就学先を決定していきます。</p> <p>なお、就学相談の結果と異なる就学や、就学先決定後において学校誠克に心配や不安のある場合においては、学校の要請に応じて教育支援員等による学校訪問等を行い、児童・生徒、保護者、学校に対して継続的な支援（フォローアップ）の充実を図ります。</p> <p>また、就学・転学時に決定した「学びの場」は固定したものではなく、それぞれの児童・生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に転学等ができることを、全ての教職員の共通理解を図ります。</p> <p>さらに、学校は、校内委員会において、転学後の児童・生徒の学校への適応状況や障害の状態等の改善の様子を把握し、経過観察が必要な場合は、本人及び保護者と信頼関係を保ちながら、継続した相談を進めます。</p>	<p>イ 就学相談、転学相談の充実</p> <p>特別支援学級の固定学級の就学相談の流れは、始めに保護者からの教育センター就学相談室への申込みを受けて、就学相談員が就学相談の仕組みや内容を保護者に説明します。その後、教育相談室での、面接相談、医師問診、行動観察、発達検査等を含めた相談を行います。さらに、就学支援協議会で、それぞれの専門家による協議を行い、その判断の結果を保護者に伝えるとともに、保護者の了解を得て、就学先の学校へ伝える、という流れをとっています。就学相談の結果と異なる就学や、引き続き心配や不安のある場合においては、継続的に就学相談員による学校訪問を行い、児童生徒、保護者、学校に対しての支援を一層充実させていきます。</p> <p>【就学相談の基本的な考え方】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 障害のある児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育を保障することを基本理念とします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童生徒のライフステージを見通し、就学支援シートを活用して障害の種類や程度、発達の状態及び個々の教育内容・方法に基づく適切な就学を進めます。</li> <li>○ 保護者に対して就学に関する的確な情報を伝え、より深い理解と納得が得られる相談を行います。</li> </ul> </li> <li>2 児童生徒にとって最もふさわしい教育を行うという視点に立ち、教育委員会の責任と判断において適切な就学相談を行います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係機関との連携を密にし、教育学、医学、心理学等の専門家の意見を聴取した上で、総合的かつ慎重な判断を行います。</li> <li>○ 教育環境の弾力的な取扱いについては、障害に応じた適切な就学のための環境が整備されていることについて十分に考慮して判断を行います。</li> </ul> </li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 都推進計画等を踏まえ修正</li> </ul>
<p>ウ 幼稚園、保育園等と連携した理解促進</p> <p>就学前に相談を行っている幼児、園児の教育的ニーズに応じた教育を保証できるよう、当該の幼稚園、保育園を巡回し、幼児、園児のアセスメントを行います。</p> <p>また、福祉と連携するとともに、教育的ニーズに応じた就学先が決定できるよう、幼稚園、保育園との連携の充実に努めます。</p> <p>取組3 児童・生徒のライフステージにおける連続性のある支援</p>	<p>ウ 幼稚園、保育園等と連携した理解促進</p> <p>障害のある幼児、児童、生徒への教育相談として、就学前相談、就学相談、転学・適応相談を行っています。</p> <p>児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育を保証することを基本理念とし、「ちゅうファイル」を活用しながら、教育委員会の責任と判断において適切な就学相談を行っていることを幼稚園や保育園に周知する取組を検討します。</p> <p>取組3 児童生徒のライフステージにおける連続性のある支援</p> <p>ア 個別指導計画の活用</p> <p>個別指導計画は、学校生活支援シートに示された学校での支援を具体化し、児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細やかな指導を行うためのツールとして重要です。児童生徒の教育ニーズを的確に把握するためには、日常生活場面の様子を把握している保護者の意見を聞くことが大切であることから、保護者の積極的な参画を促し、より主体的に係るようになるとともに、その意見を十分に踏まえて作成する必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 実態把握、連携の充実に内容を修正</li> <li>• 個別指導計画の必要性について述べているのみで、推進計画の内容ではないため削除。</li> </ul>

<p>ア 児童発達支援センター（仮称）における福祉と教育相談・教育支援の連携の充実 ライフステージが変化しても途切れない支援を行えるよう、教育と福祉の連携の充実を図り、児童発達支援センター（仮称）の体制整備を進めます。</p> <p>また、教育と福祉の部門を統括し、教育や療育、相談等に関する考え方の整合性を図りながら、一人一人の児童・生徒等や保護者に寄り添った支援ができるよう、関係部署と連携・調整を行います。</p> <p>イ 「ちゅうファイル」を活用した連携の充実 福祉的支援を必要とする方のライフステージが変化しても、必要な支援が継続できる「ちゅうファイル」と「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」の連携が図られるよう、関係部署と連携し、活用しやすい環境を検討します。</p> <p>取組4 医療的ケア児への支援の充実 ア 医療的ケアに関する対応策の検討・実施 令和3年9月に医療的ケア児支援法が施行されたことも踏まえ、保護者の付添いなく学校で医療的ケアを実施できる体制について、児童・生徒の自立を図るために、医療的ケアの実施体制の整備を推進し、医療的ケア児に対する支援を充実していきます。</p> <p>イ 関係機関等との連携 医療的ケア児が放課後等デイサービスなどの学校外の施設を利用する場合、支援内容の引継ぎなどで学校が学校外の施設や市と連携が図られるよう、保護者の同意を前提として、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）等の提供を行うなど、情報共有を図り、切れ目ない支援を行います。</p> <p>方向性Ⅲ 保護者、地域及び関係機関との連携 取組1 保護者、地域の特別支援教育の理解促進に向けた取組の充実 ア 特別支援教育に関する情報発信 特別支援教育や障害等に関する正しい理解や支援の輪を広げるため、教育委員会の刊行物、教育委員会や学校のホームページ等を活用しながら、保護者や地域に対する理解啓発活動の一層の充実を図ります。</p>	<p>イ 学校生活支援シート（個別の教育支援計画）の活用 学校生活支援シートは、進級や進学といったライフステージの節目をつなぎ、切れ目ない支援を行うためのツールとして重要となります。学校生活支援シートが必要な児童生徒に作成され、有効に活用されるように学校を支援していきます。</p> <p>ウ 「ちゅうファイル」を活用した連携の充実 「ちゅうファイル」は、福祉的支援を必要とする方のライフステージが変化しても、必要な支援が継続できる一助とすることを目的に作成されたものです。所管しているのは、府中市となります。教育委員会としても、関係課と連携を図り就学支援ファイルとして活用していきます。</p> <p>方向性Ⅲ 保護者、地域及び関係機関との連携 取組1 特別支援教育の理解促進 ア 「ふちゅうの教育」等による啓発 特別支援教育や障害等に関する正しい理解や支援の輪を広げるため、教育委員会の刊行物（ふちゅうの教育）、教育委員会や学校のホームページ等を活用しながら、保護者や地域に対する理解啓発活動の一層の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度に向けて新規</li> <li>・イトウを統合し、推進協議会の課題にあがったちゅうファイルと学校生活支援シートの連携について追記</li> <li>・法の施行に伴い新規</li> <li>・放デイ等について新規</li> <li>・取組1と2の内容が入り乱れていたため、整理</li> <li>・ふちゅうの教育のみではなく、広く情報発信する内容に修正</li> </ul>
---	--	---

また、教職員の指導の質の向上を図るとともに、保護者等に対して支援の一助となるよう、特別支援教育の充実に向けた取組や成果等の情報について、情報共有サイトの構築に向け検討します。

イ 保護者等に対する研修会等の実施

特別支援教育を推進するため、特別支援教育について保護者や地域に対する理解啓発に向けて、PTAや保護者等を対象にした特別支援教育の内容等について、啓発資料の配布や研修会等を開催していきます。

取組2 関係機関との連携

ア 都立特別支援学校のセンター的機能の活用

府中市立学校における特別支援教育の質の向上を図るため、特別支援学校と連携し、巡回相談や研修会の講師、医療的ケアに関する助言、副籍等による交流及び共同学習等の充実を図ります。

イ 府中市児童発達支援センター（仮称）等との連携

平成31年4月に策定された「府中市子どもの未来応援基本方針」の考え方を踏まえながら、ライフステージが変化しても途切れない支援を行えるよう、教育と福祉の連携の充実を図り、児童発達支援センター（仮称）の体制整備を進めます。

また、教育と福祉の部門を統括し、教育や療育、相談等に関する考え方の整合性を図りながら、一人一人の児童・生徒等や保護者に寄り添った支援ができるよう、福祉や保健等を所管する関係部署と連携・調整を行います。

イ 専門職員の派遣による研修等の充実

特別支援教育は、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育や指導を通して、必要な指導・支援を行うものです。したがって、全ての学校、通常の学級も含めた全ての学級が障害のある児童生徒の教育の場となります。障害のある児童生徒の理解は、教職員の理解や指導の姿勢が、児童生徒に大きく影響することに留意し、学校や学級内における温かい人間関係づくりを進めるために、専門員等を各学校に派遣し、障害者理解に関わる教育を推進していきます。

取組2 保護者、地域及び関係機関との連携

ア PTAや保護者に対する研修会等の実施

特別支援教育を推進していく上で、特別支援教育について保護者や地域に対する理解啓発活動が重要となります。PTAや保護者等を対象に講師を招へいし、特別支援教育の内容や制度についての研修会を開催していきます。また、学校の取組について学校便りに掲載するなど、各学校において積極的な広報活動を展開していきます。

イ 都立特別支援学校のセンター的機能の活用

エリアネットワーク<sup>18</sup>のセンター校の役割を担う特別支援学校と連携し、各種委員会や研修会に講師として招へいするなど、特別支援教育に参画してもらうことが重要となります。校内委員会や特別支援教育コーディネーターの専門性の向上など、府中市立学校との学校間連携を強化し相互に学び合う関係を構築します。

ウ 府中市児童発達支援センター（仮称）等との連携

現在、「子ども発達支援センターあゆの子（心身障害者福祉センター）」との連携を行っています。今後は、平成31年4月に策定された「府中市子どもの未来応援基本方針」の考え方を踏まえながら、令和6年度の供用開始に向けて準備が進められる「府中市児童発達支援センター（仮称）」を始めとした関係機関と連携した学齢期の支援のための有機的な連携体制の確立を図っていきます。

• 取組2から移行

• 取組1に移行

• 再掲

• 都推進計画を踏まえ修正

• 令和6年度に向け修正

